

和歌山県 経営支援資金 新型コロナウイルス感染症対応枠

制度概要

和歌山県は、県中小企業融資制度に **3年間無利子・無担保・据置期間最大5年融資枠** を設けました。

信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）についても **保証料が半額又はゼロ** になります。

対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証※1のいずれかの認定を受けた中小企業者**

※1 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。
○セーフティネット4号 20%以上減少
○セーフティネット5号 5%以上減少
○危機関連保証 15%以上減少

無利子・保証料減免の要件

以下の要件を満たせば、無利子、保証料の減免※2を行います。

	売上高5%以上減少	売上高15%以上減少
個人事業主 (事業性のあるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

※2 保証料は全期間、金利は当初3年間が対象
条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

その他の融資条件

R2.12月末受付からR3.3月末受付に
期限が延長されました

- 融資上限：4,000万円
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：SN4号・危機関連 1.2%以内 SN5号 1.4%以内
- 保証料率：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乘せ）
- 取扱期間：**R3.3.31保証申込受付かつR3.5.31融資実行分まで**

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ

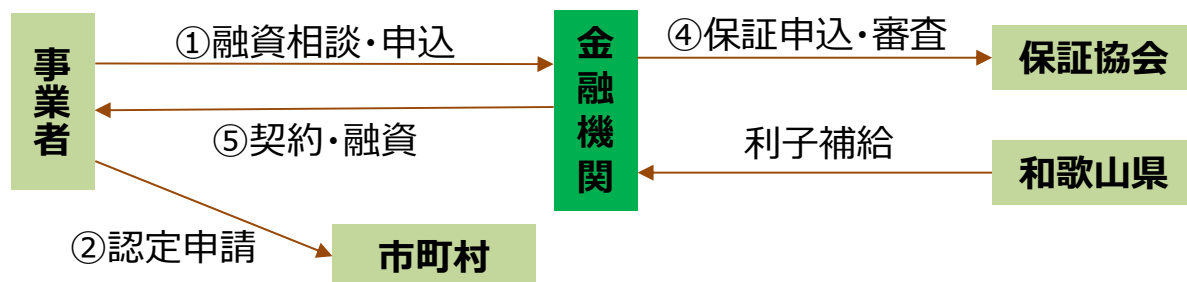


申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。

③与信審査・書類準備



保証の認定はどこで受けることができますか？

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定は、売上高等減少要件※1を満たせば、**事業所所在の市町村**で受けることができます。

※1 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。

- セーフティネット4号 20%以上減少
- セーフティネット5号 5%以上減少
- 危機関連保証 15%以上減少



利用できるのはどのような事業者ですか？

和歌山県内に住居又は事業所のいずれかを有し、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であればご利用いただけます。



申請に必要な情報を教えてください。

- ①和歌山県**制度融資申込書**
- ②**市町村認定書**(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ③**金融機関必要書類**
- ④**保証協会必要書類**

※詳細については、各金融機関へご相談ください。

融資の申込みに関するお問合せは、最寄りの金融機関まで
制度全般に関するお問合せは、和歌山県商工振興課まで(☎073-441-2744)